

封建制から資本主義への移行

—スウィージー、ドップ兩氏の論争に寄せて—

高橋幸八郎

ドップの『資本主義の發展の研究』 Maurice Dobb, *Studies in the Development of Capitalism* (London, 1946, X+396 pp.) は¹⁾、資本主義成立過程の分析における方法上の重要な多くの問題を含んでいる。この勞作は、著者自身その序言で承認しているように、根源的な基礎史料による歴史研究ではなく、蒐集され整理された既存のデータと文献とに基く研究であって、歴史家たちを充分に納得せしめるることは出来ないであろうが、新たな段階の經濟史學が、從來の所謂社會經濟史學——ドップのいう「ブルジュワ」歴史學——の實證的諸成果を、どのような仕方で方法的に批判し、自己の體系のうちに攝取してゆくことが出来るか、を示めす一のケースとして、われわれに深い關心をもたせるものである。このドップの研究に對するアメリカの才氣あるマルクス主義經濟學者スウィージーの批判『封建制から資本主義への移行』 Paul M. Sweezy, *The Transition from Feudalism to Capitalism*, および、それへのドップの反批判『回答』 Reply (*Science & Society*, vol. XIV, No. 2, 1950, pp. 134—157, 157—167) は、それはまたそれで一層問題點の所在を開示し、大戰によって一時われわれから遮断されていたヨーロッパおよびアメリカにおける經濟史的方法論の水準を評價する機會をわれわれに與える。ただ、ドップの『研究』は、ひとりイギリス資本主義の發展に關しているだけではなく、ひろく世界史的視野において展開されているにも拘らず、ドイツとくにフランスの社會經濟史學のすぐれた實證的研究の諸成果や方法——それらはイギリスの歴史學に劣らず高い水準のものである——に必しも充分の關心が拂われていない。それへの適應な考慮は、しかし、より正確な・より廣汎な歴史知識によって比較史的構成をより完全ならしめるためばかりではなく、むしろ、世界史の法則性を確認し、それぞれの國の資本主義の構造的特質への透視をうるため

にも必要なのである。われわれは、ここでは差當り、ヨーロッパの歴史について問題を検討するだけであって、日本やアジヤ諸國の封建制および資本主義形成に關する歴史事實をもってこの論争に參加するわけではないが、スウィージー・ドップの論争は、同様な問題意識をもつ各國の歴史家たちの批判をえて、前進的な共同研究への地盤を準備することになるであろうことを期待することが出来る。

I

ドップの『研究』もスウィージーの批判も、先ず封建制 *feudalism* および資本主義 *capitalism* の概念規定から出發している。この概念規定は、しかし、單なる *terminology* の問題ではなく、歴史分析の方法と封建制および資本主義の本質理解の仕方とに連なっているから、われわれもまたそれから始めなければならない。

もっとも、スウィージーは封建制について明確な且つ精密な定義を與えているわけではないから、われわれは彼が封建制のもとに何を理解しているかを正確に把握することは出來ない。しかし、何れにしろ、封建制から資本主義への移行の問題は、「生産様式」の變化に關するものであり、封建制および資本主義は「經濟的社會構成」の劃期（歴史範疇）でなければならないことは明白であろう。のみでなく、封建制の合理的把握は歴史的範疇としての資本主義への科學的理解を前提している。「市民社會は生産の最も發展せる最も多様な歴史的組織體である。その諸關係を表現する諸範疇は、その編成の理解は、同時に市民社會に向って、既に没落し去ったすべての社會諸形態の編成と生産關係とに對する洞察を與える……市民的經濟〔學〕は、古代的、〔封建的〕等々經濟〔學〕への鍵を與える……市民的經濟學は市民社會の自己批判が始まるや否や初めて、封建的・古代的・東洋的社會の理解にまで到達した」 (Einleitung zur Kritik der politischen Ökonomie, SS. 27—28)。ドップは、それ故、「封建制度」をめぐっての舊來の「ブルジュワ」歴史家の概念構成を拒

1) 本書は既にわが國でも紹介されている、水田洋、書評、「一橋論叢」23の4、1949年、72—82頁；日下藤吾、歐洲經濟史、1950年。

け、封建經濟の特質を、直接生産者（手工業者および耕作農民）とその領主との間の關係およびその兩者を結びついている社會經濟的內容に求めており、この定義は「生産様式」 mode of production としての封建制を特徴づけるものとなろう。そしてそれがドップの封建制の定義に關する要點であり、だからそれは一般に農奴制 serfdom と呼ばれるものと事實上一致することになるであろう。即ち、「領主 overlord の一定の經濟的要求——これらの要求は労働賦役の形態をとるにせよ、あるいは貨幣乃至現物で支拂わるべき賦課租の形態をとるにせよ——をみたすべく、強力によって by force 且つ生産者自身の意志から獨立に生産者に課せられた義務」であり、「この強制力 coercive force は、封建的上位者によって占有される軍事力 military strength あるいは一種の裁判上の手續き judicial procedure によって掩護される慣習 (custom) のそれ、乃至は法律の力 force of law であるであろう」(Studies, pp. 35—36)。従ってこの規定は、『資本』第3卷の、とくに資本制地代の發生の章で「封建地代」に關して述べられているところのものと本質的に一致する²⁾。このような封建的農奴制 feudal serfdom を資本主義に對比するならば、「資本主義のもとでは、労働者は、先ず第一に、も早獨立の生産者ではなく、自分の生産手段から、および自己自身の生活資料の供給の可能性から遊離している。がしかし、第二に、彼を雇傭するところの生産諸手段の所有者に對する彼の關係は、純粹に契約的な關係、即ち法律の前には彼は自由であって、その主人を選ぶこともその主人を變えることも出来る。そして彼は、給付の契約によって課せられる義務の他には、主人のために仕事をしたり支拂いをする何らの義務もない」(Studies, 36)。

スヴィージーは、しかし、ドップが封建制を農奴制と同一視していることを批難して、「農奴制はとくに中世封建的形態ではなく、征服者が土地を自分のために舊來の住民に耕作せしめたところでは到るところで、或は殆んど到るところで見出される」というエンゲルスの一書翰

での表現を引合に出し、農奴制を特定の歴史的範疇とすることを拒絶している(Transition, 135)。生産様式としての封建制に個有な労働力の存在形態が如何なるものかについては、しかし、スヴィージーは何ら言及していない。人が歴史的な社會構成の劃期としての古代的・封建的乃至近代市民的生産様式を問題にする場合は、常に、それぞれの生産様式に特徴的な・その生産様式の基礎をなす・支配的な労働力の社會的存在形態が何よりも先ず念頭におかれなければならないのであり、そのそれぞれの基本形態を「類型的」に奴隸・農奴・および自由賃労働であると規定することは、間違いどころではなく、農奴制を一般的な概念として封建制から引き離すことこそ間違なのであり、封建制から資本主義への推轉の問題も、單なる制度上の形態變化に關するものではなく、この労働力の社會的存在形態の變化を基礎とする問題でなければならぬ、と私にはおもわれる。勿論、封建農民の規定としての不自由農奴制は、封建經濟の段階により、また地域によって偏異と濃淡とを含んでいるが——それについては後段言及されるであろう——、農奴制は封建的生産様式に特徴的な労働力の搾取の仕方を表現するものであり、ドップが指摘しているように、「直接の政治的=法律的強制 direct politico-legal compulsion による生産者（労働者）の搾取」(Reply, 157) の形態である。「直接の労働者が自己の生活資料に必要な生産手段および労働諸條件の『保有者』《Besitzer》となっている如何なる形態のもとにおいても、所有關係は同時に直接の支配=隸屬關係として現われ、従ってまた、直接の生産者は不自由者 Unfreier として現われねばならぬことは明白である。この不自由は、上は賦役労働を伴う農奴制から下は單なる貢納義務に至るまでを含みうる。この場合、直接生産者は自己の生産手段を、自己の労働の實現と生活資料の生産とに必要な對象的労働諸條件を保有している。……かかる諸條件の下に、彼らをして名目上の土地所有者のために餘剰労働をなさしめるには、如何なる形態のものにしろ、經濟外の強制 ausserökonomischer Zwang によってのみ可能である」(Das Kapital, III, XLVII, SS. 840—841, v. Adoratskij)。

封建制から農奴制を分離した・あるいは封建制に個有な労働力の存在形態には關心しなかったスヴィージーは、それ故、封建制の特質を他の點に見出さなければならなかった。封建社會においては、彼の見解によれば、「市場は大部分地方的 (local) であって、遠隔地商業 long-distance trade は必ずしも缺けていたわけではないが、生産の目的あるいは方法において何ら決定的な役割を果していない。この意味で封建制の決定的な特質は、それ

2) あるいはまた、「〔資本主義〕以前のあらゆる諸形態においては、資本家ではなく、土地所有者が他人の餘剰労働の直接の領有者として現われる。地代は餘剰労働の、即ち無償で行われるべき労働の一般的形態として現われる。この場合には、この餘剰労働の領有は、資本家の場合の如く〔商品〕交換によって媒介されるのではなく、その基礎たるものは社會の一部の他の部分に對する強制による支配 gewaltsame Herrschaft であり、従って直接的な奴隸制、農奴制または政治的隸屬關係である」, Theorien über den Mehrwert, III, IV, S. 451 (hrsg. v. Kautsky)。

が使用價值生産の體系 a system of production for use であるということである」(Transition, 136)。市場=商品經濟が、封建社會に存在しなかったなどとは、スウィージーは決して主張していない。しかし、「商品生産と封建制とは相互に排他的な概念である」(Ibid., 151, note 22)。封建經濟の本質を——スウィージー自身が述べているように「市場のための生産」production for market に對立する意味での——「使用價值生産の體系」とすることは、しかし、正しくない。交換價値=商品または貨幣は、本來の「資本」と異なり、いわば「大洪水前的」antidiluvianisch, vorsintflutlich (I, iv, 171; III, xxxvi, 641) な存在形態であり、様々な歴史的社會構成に共通するものであって、ほとんど大部分の生産物が直接自己需要に向けられていて商品に轉化されていなくても、從ってまた社會的生産過程が全體において交換價値に支配されていなくても、商品生産および商品交換はおこりうるのである。それ故、一の社會構成の特徴づけにとっては、商品や貨幣の存在そのものが問題なのではなく、その商品がどのような仕方で生産されるか、その貨幣がどのような生産の仕方を媒介しているかが問題なのである。古代ローマの Latifundia 経営による生産物は奴隸制商品として、封建的土地位所有者の手に堆積される賦役勞働の生産物乃至物納年貢は農奴制商品として流通する。また、獨立自營農民の單純商品あるいは賃勞働の基礎の上に立つ資本制商品等々。封建制のもとにおいても勞働生産物は商品形態をとることが出來た、「商人はどんな商品でも買うことが出來た。しかし、ただ商品としての勞働〔力〕を買うことは出來なかった」(I, xxii, 376—377)。封建制のもとにおいては勞働者に對立する資本としての生産手段の自立化が缺けていたからである。それ故、「市場のための生産體系」は、特定の歴史的な生産關係（從って階級關係）を指示することが出來ず、その商品のうちに含まれる「社會的魂」soziale Seele (I, xxiv, 785) を捨象することであり、このことは、スウィージーが歴史的な經濟社會構成への理解の基準を勞働力の社會的存在形態のうちに求めなかつことから必然由來する歸結であろう。從って、スウィージーが封建制の定義に關する場所で、領主=農民の對立關係を集約的に表現する「地代」について殆んど語るところなく、「使用價值生産體系」あるいはまた「市場のための生産體系」に、即ち、生産者との市場との關係、その意味で（生産關係と對比さるべき）交換關係に、主要關心をよせている流通主義的把握は、明らかに問題の焦點をはずしているといわなければならぬ。

それ故、われわれはむしろ、次のような規定から出發

すべきであろう。封建制と資本主義とは「使用價值の生產體系」と「市場のための生産體系」の對立のうちにあらゐるのではなく、封建的土地位所有=農奴制（隸農制）と產業資本=賃勞働をそれぞれその經濟的基柢としても社會構成の對立にあるのだと。このそれぞれの前者は支配および所有様式を、後者は勞働力の存在様式を、從って同時に勞働力の再生産の様式を示しているが、それを人は封建的土地位所有と產業資本との對立に簡約することも出来る。封建的土地位所有は、そのうちに封建的生產樣式が集約的に要約されており、從ってそれは嚴密な意味での歴史的範疇である。また產業資本は、「資本の近代的基礎形態」moderne Grundform des Kapitals であり³⁾、そして產業資本が社會的生産の基礎をなしている歴史的な經濟社會の構成が資本主義なのである。封建制においては、勞働者は生産手段と結合されて現われており、從って勞働力は商品形態をとることがないから、封建領主による餘剩勞働の領有は、商品交換の經濟法則に媒介されることなく直接的 unmittelbar である、あるいは「經濟外の強制」によってなされる。資本主義は、單に勞働生産物の商品化が行われているというだけでなく、勞働力そのものも商品となる、このような發展段階における商品貨幣經濟（市場生産）であり、このとき初めて、勞働生産物の商品形態は一般化され、「強制」の體系は消滅し、從って價值法則そのものも經濟社會の全範圍において自己を貫徹せしめることが出来るわけである。封建制から資本主義への移行の基礎過程は、それ故、生産手段と結合して現われる (appropriation) 勞働主體が生産手段から遊離する (expropriation) という、勞働力の社會的存在形態の、同じことであるが勞働力の社會的再生産の仕方の、變化に關するものであり、農民層の兩極分解

3) Das Kapital, I, iv, 171—172. 「產業資本は資本の唯一の存在様式である。そこでは、單に餘剩價値または餘剩生産物の領有のみでなく、その創出もまた同時に資本の機能となつてゐる。それ故、產業資本は、生産に資本制的性格を附與するものとなり、その定在は資本家と賃勞働者との階級對立 Klassengegensatz の定在を含む。產業資本が社會的生産を支配する程度に應じて、勞働過程の技術および社會的組織が變革され、それとともに社會の經濟的・歴史的な類型 der ökonomisch-geschichtliche Typus der Gesellschaft が變革される。產業資本以前に、すぎ去ったまたは衰滅しつつある社會的生産形態の只中で出現した他の諸種の資本（商人資本および高利貸付資本）は、產業資本に從屬 unterordnen せしめられ、またその諸機能の機構において產業資本に照應して變化せしめられるばかりでなく、も早產業資本の基礎の上でのみ運動するのであり、從ってこの基礎と共に生滅し存亡するものである」, Ibid., II, I, (4), 51; 長谷部譯, V, 107—108。

razlojenie krestianstva——あるいはロシア農民自身が云ったように „taskrestianivanie”(Entbauerung)——が、即ちそれである。

批判は、「定義」にかかわるよりも、むしろ、ドップの分析が、無媒介に封建的土地所有=農奴制そのものから出發している、そのような彼の分析方法自體に向けらるべきであった。例えは、われわれは、「資本」を分析する場合に、何らの媒介規定もなしに、直接資本から始めることは出來ない。周知の冒頭の個所に書かれているように、資本制生産の支配的に行われる社會の富は「厖大な商品集成」として現われ、個々の商品はかかる富の原基形態 Elementarform として現われる。だから『資本』の研究は商品の分析から始められており、そして Ware→Geld→Kapital と範疇展開が示されているように、「封建的土地所有」の分析の場合にも、單なる歴史記述ではなく封建社會の法則性が問題にされる限り、このような方法上の處理が必要であることは自明であろう。即ち、最も單純な・最も抽象的な「端緒」範疇から出發し、媒介の契機によって上進し、最後に封建的土地所有という最も具體的な・最高の範疇に到達する。そしてまた、逆の論理の旅によって最初の出發點にあった端緒範疇も豊富な規定と關係とを含んで再出されることになるであろう(Vgl. Einleitung zur Kritik der politischen Ökonomie, ss. 21-22)。では、封建的生産様式の行われる社會の原基細胞 Elementarform あるいは封建的土地所有の分析において「端初」を占める範疇は何であろうか。私自身は、なお試みの段階以上には出ないのであるが、それを Hufe [virgate, manse] のうちに指定し、それから出發し、Gemeinde [(village) community, communauté (rurale)] を媒介の契機として、封建的土地所有 Grundherrschaft [manor, seigneurie] へと範疇展開の序列を示す封建社會の論理的組み立てを構想している⁴⁾。

4) いまこれを極く簡単に要約すれば、次の如くである。Hufe は、觀念的には、宅地=屋敷 Hof と本來の耕作地 Flur および所謂共同地 Allmende の複合體を示す農民持分の總體 Wertseinheit (Lamprecht) であり、あるいは少くとも現實的には「農民および農民の家族を養うに足りる土地」(Waitz) であり、それによって農民が自己の經濟を維持する（あるいは労働力が再生産されてゆく）自然的客體である。ところで、その用益、即ちその經濟的實現を媒介する契機、その意味でフーフェの一般的形態が共同體または共同體的規制——ここでわれわれは Dreifelderwirtschaft や open-field system, Gemengelage あるいは vaine pâture collective などに伴われる耕地強制 Flurzwang 乃至 contrainte communautaire (G. Lefebvre), servitudes collectives (M. Bloch) を念頭においているのであるが——であり、

このような Hufe→Gemeinde→Grundherrschaft の範疇展開は、勿論歴史過程そのものではない。しかし、Elementarform の指定から出發する封建的土地所有の論理構造の究明こそが、封建社會の成立・發展および没落の法則性を明確ならしめるものであり、かかるものはなお「ブルジュワ」歴史學の果さない・しかし「資本」第1巻の方法の示唆する・それ故、われわれがスヴィーゼーやドップに當然期待してよかったです封建社會分析の基本的な方法上の問題の一つであろう。

II

封建制の決定的な特質を「使用價値の生産體系」に求めたスヴィーゼーは、また、そのような仕方で、封建制の解體をも説明しなければならなかった。スヴィーゼーは、東ヨーロッパやアジアにおいても封建的生産様式が存在することを決して知らないわけではないのにも拘わ

共同體的規制はフーフェ農民の自律的な私的所有の分出を制約しつつ、「強制」としてあらわれる、あるいはこの強制が労働過程の媒介の契機である。しかしフーフェに内在する私的所有の必然性=生産力の發展は、必然人間の「人間と土地に対する支配」Herrschaft über Menschen und Land (Wittich) に導くし、また導かざるをえない。このようなフーフェ共同體から分出される支配=隸屬關係が領主的私有即ち莊園または封建的土地所有である。このような Hufe→Gemeinde→Grundherrschaft。そしてこのような領主的支配が、逆に、共同體およびフーフェを把握し、領主的土地位所有の諸規定がそのうちに浸透してゆくとき、フーフェおよび共同體といふいわば自然的客體およびその相互的諸關係は、歴史的な・即ち封建的な・形態および諸關係に轉化されてくる。即ち、いまや封建的土地所有のもとでは、Hufe は農民保有地 (Besitz, holding, tenure) として現象し、また共同體的規制は領主支配のための慣行に轉化される。それは封建地代實現のための、労働力確保のための農民の土地への緊縛《appropriation》およびその維持の條件となる。それと共に、農民の労働過程は、地代〔價值〕形成過程となり、その兩者の統一が封建的生産過程をなすであろう。總じて強制（共同體的強制および地代收取の領主的強制）が封建的再生産を媒介する契機であることは、恰も資本主義社會において資本の流通過程が再生産の媒介契機として現われるが如くである。封建社會の解體は、それ故、この「強制」の解體である。何故なら、労働生産物が相互に商品として對應し合うのは「自立的な・そして相互に獨立の・私的労働の生産物」(Das Kapital, I, 1, S. 46) においてのみであるから。しかしながら、これらの強制は、直接生産者と生産手段との結合の規定性のうちにあるから、これらの強制の解體（私的所有と労働のブルジュワ的自由の前提）は、直接生産者からの生産手段の遊離《expropriation》のための條件をつくり出すことになる。詳しくは、拙著、『市民革命の構造』、1950 年、77-85 頁。

らず、何故、西ヨーロッパの封建制のみをかかるものとして問題にしなければならなかつたのであろうか。「ブルジョワ的」法制史家の「封建制度」 *Lehnswesen* の規定に従つてであろうか。例えば、最もポピュラーなアルマン・コーラン文庫の一冊 J. Calmette, *La Société féodale* は最初の頁において「封建制」を西ヨーロッパの中世に個有なものと考えて、*féodalité japonaise* はそれ自體として拒否されている。あるいは、スヴィージーは、そのことを近代資本主義が生長し・成熟したのは西ヨーロッパにおいてであった、という事實に結びつけようとした (Transition, 135.) ためであろうか。少くともスヴィージーは、「西ヨーロッパの封建制は、與えられた生産諸方法および生産諸關係を維持する方向に作用する非常に強い傾斜をもつた體制であった」として、「西ヨーロッパ封建制のこの生來保守的な・且つ變化に抵抗する・性格」 (Transition, 137) を考慮するよう、ドップに勧めている。それは、封建制がその對立範疇としての近代資本主義への方向に對して保守的であり、抵抗的であることの單なる指摘であるならば、そのこと自體無意味であり、東ヨーロッパや東洋の封建制に比較して相對的な意味での西ヨーロッパ封建制の保守性が問題にされているのであるならば、それはまさに逆である。東ヨーロッパやアジアの封建的土地所有の内部的編制の強固さこそ、これらの國々における近代ブルジョワ的發展の自主的成長を阻止した決定的な要因なのであり、西ヨーロッパにおいて近代資本主義=市民社會が古典的に形成されたという事實は、むしろ、そこでの封建的土地所有の生來の特徵的な脆弱さ=解體志向を前提しているからである。恐らく、スヴィージーは、こう云いたかったのではあるまいか。西ヨーロッパの封建制は、本來保守的な・變化に抵抗的のものであるから、それは封建制に内在する力によっては解體されえない、むしろ、この封建制にはフレムトな、外來的な力 *an external force* によつて初めて、あるいは外部から *von aussen* のみ、西ヨーロッパの封建制は解體したのだ、と。彼にとって封建制が「使用價值生產の體系」であるならば、かかるものを解體せしめる外來的な力は「市場のための生産」=「交換經濟」あるいは「商業」である。ドップの批判にあてられたその全論文のほぼ半ばに近い紙數を占める彼の謬説は、要するにこの點に歸するようにおもわれる。

事實、14—15 世紀における農村の荒廢 *Verwüstungen*、労働人口の減少 *grans mortalitez*、およびこれに伴わる領主の貨幣缺乏などの一系列の事實は、イギリスにおいても、フランスやドイツにおいても、「領主財產の危機」 *crise des fortunes seigneuriales* とし

て現象した⁵⁾。中世末期から進展し始めた交換=貨幣經濟は、舊來の「現物」經濟的基礎の上に立っていた數多くの封建土地貴族を没落に導いたし⁶⁾、所謂中世の農奴解放は主として領主の貨幣所要——不斷の戰爭と増大する封建貴族的奢侈——に基くものであった⁷⁾。スヴィージーの想定によれば、封建制のこの「危機」に封建支配層の不斷に増大する貨幣需要——封建貴族の益、増大する奢侈に基くそれ。Sombart, *Luxus und Kapitalismus* の第1章に《Hof》がおかれている事實から、兩者の歴史把握の方法的類似を想起せよ——に起因している。ドップが封建制の崩壊の原因をそれに歸したという領主による農奴の過度の搾取は、實はこの領主の貨幣所要に連なっているのであり、その結果としての農奴逃亡は、それはまたそれで、交換經濟の所産たる都市の成立に連なっている。從って、——スヴィージーによれば——ドップは「實際は封建制にとては外來的な諸原因 causes external から生起するものとしてのみ説明されうるところの歴史的發展を〔封建制の〕内在的傾向 immanent trends と誤解している」 (Transition, 141)。封建制を崩壊せしめた「外來的」な力は、「封建經濟の形態とは決して見做されない商業」——とくに行商的段階のそれや地方間の商業 local exchange ではなく、遠

5) 中世最後の世紀における土地の荒廢と農民の激減それに伴う領主收入の低下は、un fait européen であった, Marc Bloch, *Caractères originaux de l'histoire rurale française*, 1931, pp. 117—119; H. Maybaum, *Die Entstehung der Gutswirtschaft im Mecklenburg*, 1926, SS. 109—113.

6) 例えはブウトリッシュの記述を見よ、「勿論貴族の青年たちは父祖の財産を再興しようと試みた。が、困難な課題ではある。何故なら、視野は狭い。商業 commerce に身を委ねるならば、貴族の地位を失うであろう。また在村地主 gentilhomme campagnard としての職業は殆んど魅力をもたなかった! 人は彼を軍隊生活に投じた、が、その利得は氣まぐれである——官職や年金を與える王室の寵愛がそうあるように。理想的な解決法が残る、即ち裕福な結婚。この故に、祖先傳來のいくつもの莊園をもつ貴族の子女を、豊かな持參金のあるブルジョワ娘を、繁昌する未亡人を漁ることに、金に窮した領主たち seigneurs en mal d'argent は不斷に心を奪われていた。かくて息絶えだえの家系は延ばされ、時折救われさへする。けれどもこの有利な操作は必しも可能であったわけではない」, R. Boutriche, *Aux origines d'une crise nobiliaire*, *Annales d'histoire sociale*, I, No. 3, 1939, pp. 272—273.

7) Marc Bloch, *Rois et serfs: un chapitre d'histoire capétienne*, 1920, pp. 59—60, 174—175 etc.; A. Dopsch, *Naturalwirtschaft und Geldwirtschaft in der Weltgeschichte*, 1930, S. 178.

隔地商業 long-distance trade——であった⁸⁾。

スウェイジーは「商業と封建經濟との關係」をより精密に検討しているが、「この點において重要な對立は、市場のための生産 production for the market [あるいは exchange economy] と使用〔價值〕のための生産 production for use との間にある」として「商業が市場のための生産の體系を生起せしめるその過程をあばき、そして次に、この體系の、使用〔價值〕のための生産の體系という既存の封建的生産體系への衝撃をあとづける」べく努めようとし、こうして彼は「如何にして遠隔地商業が、舊來の封建的な使用〔價值〕のための生産の體系と並んで、交換のための生産の體系 a system of production for exchange を現出せしめつつ、創造的な力 a creative force でありえたか」(Transition, 142—143)を見ている。スウェイジーは、交換經濟が奴隸制や農奴制とも、あるいは獨立自家勞働乃至賃勞働とも兩立しうることを、多くの歴史事實を通じて知つてゐながら、ドップ理論の要點の一つ、封建的反動乃至東ヨーロッパにおけるエンゲルスの所謂再版農奴制について當惑しない。彼はまたもやピレンヌの歴史記述を引合いに出しつつ、「second serfdom の地理 geography, 即ちわれわれが新たな交換經濟の中心から遠ざかって東に行けば行くほど、この現象は益々明白に且つ苛烈になる」という「市場の遠近」のうちにその理由を求める。(Transition, 146)。これに對して、ドップは、新たな諸研究に立脚して、交換・貨幣經濟的な意味ではまさに立遲れているイングランドの北部および西部において勞働賦役は最も早く消滅したのであり、都市市場と商業ルートにあたる交換經濟的意味では最も進んでいる南・東部イングランドに賦役は頑強に殘存した事實を再び指摘し、同様に東ヨーロッパにおいても、15・16世紀以降の農奴制の強化は商業の成長と結合されていたのであり、「市場の近さ」は封建的分解でなく逆に農奴制の強化と平行している事實をも

8) 「市場」の概念もまた、スウェイジーにおいては、ドップの場合に歴史的に理解されているのと對照的である。ドップは産業資本の成立と「國內市場」の形成とを不可分の關係において捉えることが出來た。「かかる發展（農民層の分解・本源的蓄積）は、一般に、農村プロレタリヤートを創り出すことに——農業における資本主義の成立に——重要な役割を果たすのみではなく、マニュファクチュアの生産物のための國內市場 internal market を創り出すことの決定的に重要な要因である、それは、例えばフランスにおいては、（農業における封建的負擔と穀物取引の制限とのため）大革命まで缺けていたところの要因である」, Studies, 161—162. この點、Das Kapital, I, xxiv, (5)「工業に及ぼす農業革命の反作用。産業資本のための國內市場の創出」の方法参照。

って反駁することが出來た (Reply, 146; Studies, 34—42, 51—59)。『資本』第3卷、第20章および第36章はむしろドップの立論に典據を與える。「商業および商業資本は、いたるところで交換價値を目ざす生産を發展させ……貨幣を世界貨幣に發展させる。それ故に、商業は當面の諸生産組織——主として使用價値を目ざすような諸生産組織——に對し、いたるところで多かれ少かれ分解的 auflösend に作用する。だがどの程度まで商業が舊生産様式の分解 Auflösung を生ぜしめるかは、まず第一に該生産様式の堅固さと内部の編制 Festigkeit und innere Gliederung とに依存する。また、この分解過程がどのような結果を生ずるか、即ち、どのような新たな生産様式が舊生産様式の代りに現われるかは、商業ではなく、舊生産様式そのものの性格 Charakter に依存する」。あるいは、更に、「商業も高利貸業も、與えられた生産様式を搾取するのであって、生産様式を創り出すのではなく、外部から äusserlich 生産様式に關係してゆく……それは生産様式を絶えず新たに搾取しうるものとするために、直接これを維持 erhalten しようと努める。それは保守的 konservativ である」。⁹⁾

それ故、決定的な要因は、商業あるいは市場一般ではなく、生産體の内部組成が制約する市場構造であり、その點コスマシンスキイは、ドップよりもより明示的であることが出來た。即ち、「交換のための生産」は、所謂「古典莊園」classical manor の構成をもつイギリスの東南部（大封建所領・教會領）においては、勞働地代の増大＝農奴制の強化という明白な反應 obvious response を喚び起し、所謂非莊園的土地所有 non-manorial estate の構成をもつイギリス北西部（中・小位の世俗的所領）においては貨幣地代の成立＝農奴制の解體という同様に明白な反應を生み出した。事實、交換・貨幣經濟の展開

9) Das Kapital, III, xx, 362, 358, 364; xxxvi, 642, 658; cf. Studies, 42. 「16世紀および17世紀には、地理上の諸發見にともない、商業上において商人資本の發展を急速に高めたところの大きな諸革命は、疑いもなく、封建的生産様式の資本制生産様式への移行の促進において一の重要契機をなしている。そしてまさにこの事實こそ、まったく誤った諸見解を生みだしたのである。世界市場の突然の擴延、流通する商品の倍化、アジアの諸生産物やアメリカの財寶を支配しようとするヨーロッパ諸國民間の競爭、植民制度——これらのものは、生産の封建的諸制限を粉碎するために本質的に貢獻した。だが、近代的生産様式は、その第一期、即ちマニュファクチュアの時代においては、ただ、そのための條件が中世の内部において innerhalb des Mittelalters 生じていたところでのみ發展したのである」。Das Kapital, III, xx, 364—365; 長谷部譯, IX, 372—373.

とともに、「封建制 feudalism は、それが自らを確立することに最も成功しなかった地域および所領——所謂 non-manorial estate——においては、最も早く且つ最も容易に分解した」のであり、これに反して、「不自由農民に對する支配を確立し且つ維持することに成功した」ところ——classical manor——においては「賦役制度を市場の増大する需要に適應せしめる」ことによって「農民層への封建的壓力の強化——封建的反動 feudal reaction——に導く可能性があったし、また多くの場合導いたのである」。そしてまさにコスマシンスキイやポスタンによって外ならぬ「封建的反動」と見なされたところの東ドイツ的形態たる Rittergut, Gutswirtschaft=〔市場のための生産〕こそスヴィージーもドップも問題にしている『second serfdom』なのである。要之、「農民〔生産者〕の經濟における交換の發展は——その交換が直接的に地方市場を對象としたにせよ、あるいは、商人を通じてより遠隔の市場を對象としたにせよ——貨幣地代 money rent の發展に導いた。これに反して、領主〔非生産者〕の經濟における交換の發展は労働地代 labour services の增大を喚びおこす」。もっとも、この過程は、領主が賃労働制度 system of hired labour によって、乃至は兩制度の結合によって、交換のための生産を發展せしめることもまたありえたという事實によって錯雜化するのであるが¹⁰⁾。

それ故、中世末期の「危機」を交換價値の生産體系=商業による使用價値生産體系への分解作用の所産と見做した限りでは、スヴィージーは正しい。しかし更に商業、とくに遠隔地商業の展開は、封建制そのものを崩壊せしめてしもうであろうという點にまで深入りしたとき、彼は間違っている。たしかに、商業による分解作用は、イギリスにおいては、全體として、——ドップもスヴィー

10) E. A. Kosminsky, Services and money rents in the 13th century, *Economic History Review*, V, 1935, pp. 42—45. それ故、「貨幣經濟 money economy の興隆は必ずしも 19 世紀の歴史家がそう考えたように偉大なる解放力 great emancipating force ではなかった……市場の擴延および生産の増大は賦役=労働地代 labour services の増加にもまたその衰退にも何れにも導きうる。ここから、東ドイツでは、外國市場のための穀物生産が極めて迅速に擴延しつつあったとき、賦役の増大というバラドックスが、同様にまた、イギリスにおいても、中世を通じて市場のための農業生産が最大の發展をとげたとき（13 世紀）および場所（「古典莊園」地域）に賦役の増加というバラドックスが生まれる」, M. M. Postan, The Chronology of labour service, *Transactions of the Royal Historical Society*, 4th series, XX, 1937, pp. 192—193, 186.

ジーの批判に對して認めているように(Reply, 160; cf. Studies, 60) ——小生產者層の内部での社會的分化の過程をおしそすめた限りにおいて、一方では資本家的富農 yeoman kulak を、他方では半賃労働的貧農 semi-proletariat を創り出しつつ、封建制の解體・資本制生産の形成に結果した。そして 16 世紀におけるイギリス農民のこのような資本制的分解——イギリス近代社會を特徴づける所謂三分割制 the tripartite division into landlord, capitalist farmer and landless agricultural labourer への方向——は、既に R. H. Tawney, *Agrarian problem in the 16th Century* (1912) が廣汎な史料によってこれを實證している。しかし、それは既に與えられていたイギリス封建社會の内部的生産構造から由來するのであって、商業自體の「創造」にかかったわけではない。従って、このようなイギリス特有の事例をもって、ドップがスヴィージーの批判に答えたことは、不適當であり、あるいは不必要的讓歩であろう。彼は、西ヨーロッパにおいても商業による小生產者層の分解は、與えられた生産構造體の内部的性格如何によって資本制生産の形成に結果しない、あるいは「封建的反動」をよびおこすということを、より具體的にスヴィージーに説得すべきであった。西ヨーロッパにおいても、この「危機」は、例えば、フランスにおいてのように封建的再建に結果したのであって、封建制の解體に結果したのではなかった。この危機をとりあつかっている實證的な歴史家たちがそれを確認している¹¹⁾。當時なお總體としては生産物地代未解體の生産構造にあったフランスにおいては、商業による小生產者農民層の分解は資本=賃労働關係の成立いでなく、高利貸商人地主 «laboureur-fermier», «laboureur-marchand» と土地に緊縛された半農奴 semi-serf との關係の創出となつて現われたのであり¹²⁾、後者は、後年アンシャン・レジームの末頃、アーリ

11) この危機によつて「領主は屢々變ったが、封建的階層制の権 cadre de la hiérarchie féodale は、それが前世紀 [14 世紀] にあった如く、再び現われた」, Y. Bezard, *La vie rurale dans le sud de la région parisienne de 1450 à 1560*, 1929, p. 54。「領主の土地所有は大いにその持ち手を變えたが、領主制度 régime seigneurial は打撃を蒙らなかつた、それのみか、それは間もなく新たな力をとるであろう」, Bloch, *Caractères originaux*, 129.

12) 拙稿、「封建社會解體への對應について」, 1942年、私の『近代社會成立史論』, 113 頁以下。トーニーに劣らず優れた實證的歴史家ラヴォウは、そのことを信頼される基礎史料に基いてヴィヴィッドに描いている。Paul Raveau, *L'agriculture et les classes paysannes au XVI^e siècle*, 1926, pp. 249—250. ポワトゥでは、交換=

サー・ヤングをして嘆ぜしめた『貧困を永久化するミゼラブルな制度』としての折半小作隸農 métayer の原基型であって、それは、範疇としてのプロレタリアートでもなく、また封建地代から資本制地代への過渡形態として現われる Métariewirtschaft でもない¹³⁾。商業の封建制への分解作用および「封建的反動」の問題を、スヴィッジーもドップも労働地代の封建的土地所有に限定して扱っているが、同様なことは、當然、生産物地代の封建的土地所有に關しても検討すべきであった。われわれにとっては後者の問題がむしろより重要なのである¹⁴⁾。

貨幣經濟の展開は農民を土地から遊離してプロレタリアートに轉化せしめなかつた。農民はその保有地を賣却したとき、その土地から追放されることなく、新たな土地所有者はその農民に生産物折半地代で (à demi-fruits) 耕作せしめた。ところで、本來その農民および彼の家族の生活資料のみを漸く確保したにすぎなかつたその土地のなお依然として同量の生産物が、いまや新たな土地所有者との間に折半されるに至るのであるから、新たな折半農民となつた彼は、次の收穫を前もって賣却することによってのみ確保出来る新たな土地所有者からの穀物乃至貨幣の前貸によってのみ、生活を可能ならしめるであろう。農民は新たな負債によつてまた次の收穫をも犠牲にし、こうして彼はもはやこれから脱しない「惡しき循環」un cercle vicieux におちいる、「彼はその保有地に銭付けされた、これらの商人はその資本によつて新たな農奴制 nouveau servage を創り出した」, Raveau, Ibid., 82, 93, 121, 268—271。かかるものがとくに著しく「貨幣が豊富」であり「商人」の勢力の强大であった地方の實態なのである。

13) アンシャン・レジームの折半小作契約の文書は、折半小作〔借地〕農民に『誠實、柔順、服從』《fidélité, obéissance, soumission》という人格的=封建的義務を課している, J. Donat, Une communauté rurale à la fin de l'ancien régime, 1926, p. 245. こうして市民と農民との間には、métayage によつて、近世のまなかに、「人格的隸屬のまがうべくもなき羈絆」véritables liens de dépendance personnelle が創られた, Bloch, Caractères originaux, 153. フランス革命の土地=農民問題の權威 G. ルフェーブルも、アンシャン・レジームの métayage について、土地所有者と折半小作人との間に「保護と服從」protection et obéissance——封建的隸屬性——の關係の貴族的傳統 tradition aristocratique が存在していることを指摘している, Lefebvre, Questions agraires au temps de la Terreur, 1932, p. 94.

14) 生産物地代が支配的なアジアでは、むしろこの觀點がより重要である。生産物地代の形態は「アジアの如き靜止的社會狀態の基礎たるに全くふさわしいものである。生産物地代の大きさは、労働諸條件の、生産手段そのものの再生產をひどく危くし、生産の擴大を多かれ少なかれ不可能ならしめ、また、直接生産者の生活手段を肉體的最低限度にまで切り下げるほどの範圍にも達しうる。この地代形態が征服者たる商業國民に——たとえば

これらの問題は、しかし要之、スヴィッジーが一の社會構成の解體を、その社會の内部で展開される生産力の自己運動として把えることなく、「外〔來〕的な力」によってそれを説明しようとした彼の歴史理解の方法そのものに連らなつてゐる。歴史の發展がもしも外部の力によってなされるとすれば、その外來的な力はどのようにして創り出され、どこから來たかという問題が依然として残るのであり、その外來的に現象する力も窮屈においては、歴史の内部において説明されなければならないであろう。總じて、歴史の Dialektik は自己運動（内的契機の矛盾・自己發展）なしには構成されえない。内部的運動と外來的影響とは勿論交互作用するとはいへ、外的條件が如何に巨大な影響を及ぼしても、ドップの指摘しているように、「内的矛盾こそが外的影響の及ぼすところの結果の特殊な形態と方向とを決定する」(Reply, 160)。それ故、西ヨーロッパの封建制は「外的な力」——商業と市場——の衝撃によってのみ崩壊するというスヴィッジーの主張は、非論理的であり、同時に非歴史〔學〕的であるだろう¹⁵⁾。

インドにおけるイギリス人によってのように——發見されて利用される場合は、とくにそうである。Das Kapital, III, XLVII, 847; 長谷部譯, XI, 358—359.

15) このような内部の自己發展による一社會の崩壊=自己解體への歴史把握の仕方は、既に「ブルジュワ」歴史學においてさへ、例えば「古代社會の沒落」について、確認されているところである。すぐれて實證的な古代史家エドゥアルト・マイヤーは、古代ローマ帝國の沒落 Untergang は、野蠻族の外部からの侵入によつて招來されたものではなく、帝國が内部的に innerlich 既に解體したときに蠻族が侵入した、ということを強調している。「最高の發展をとげた文化の内部から von innen heraus の分解」あるいは、「最高の發展をとげた文化が内部から自己解體する sich von innen heraus auflöst」等々がそれである。E. Meyer, Die wirtschaftliche Entwicklung des Altertums, 1895, Kleine Schriften, I, 2. Aufl., 1924, SS. 145—146, 160 u.s.w. マックス・ウェーバーもまた、古代文化の「内部的自己解體」innere Selbstauflösung を問題にし、古代文化の黃昏 Kulturdämmerung はどこから來たかを探究した。その際ウェーバーは、古代の經濟的發展が、それに特有な中世の經濟的發展と異なれる・途を歩んだことを指摘しつつ、兩者を對比している。中世末期においては、先ず、自由な労働分化が、顧客生産と地方市場を基礎とする都市の地方經濟圈の内部において intensiv に發展する。次いで、外部へと増大してゆく商業は地方間 (interlokal) の生産分化とともに、先ず Verlagssystem において、次に Manufaktur において、外部市場での販賣のための自由労働を基礎とする經營諸形態を發生せしめる。そして近代國民經濟の發展は、廣汎な大衆の需要充足が益々地方間 (interlokal) の、そして結局國際間 (internation-

III

ドップの最も重要な規定の一は、資本主義が生成したのは「小規模生産様式」petty mode of production からであり、それが自らの独立を確保し、そして次にその内部で社会的分化 social differentiation が発展したその程度においてそうなのであることを、強調していることである。ところで、『資本』第1巻第11章で、資本主義生産〔資本制協業〕は、「歴史的には、農民経済および独立の手工業經營に對立して im Gegensatz 発展する」——同様に第3巻第20章では、「生産者は、農業的現物經濟および中世都市工業のツンフト手工業に對立して im Gegensatz, 商人となり資本家となる」——に註して、「小規模農民經濟と独立手工業經營とは封建的生産様式の土臺 Basis を構成する」と述べられている(I, xi, 350, Anm. 24; III, xx, 366)。ドップの規定は、先ずこの小生産が封建社會の基柢として漸次その基礎を固めていったこと、次にこの小生産が、生産力の發展の結果、封建的規範の支配から独立しつつ自己分解を遂げることによって資本關係が形成されること、の二つのファーゼにおける歴史的問題を含むであろう。ちなみに、この「對立」とは、資本・賃労働の近代的範疇が封建經濟の外部から來たという意味においてではなく、封建經濟即ち小規模農民經濟と独立手工業經營の内部において進展する労働生産性の進歩=生産力の自己發展が、封建的生産關係を解體せしめつつ反対物に轉化する——自己否定する——という意味において dialektisch にそうなのである¹⁶⁾。

[△] ところで、封建制のもとで小規模生産様式がかかる (tional) の商品交換によって行われるという現象と並行する。古代においては、これに反して、國際間の商業と並行するものは、大規模な奴隸經濟における不自由労働の集成であり、交換經濟（商業）の上部構造の下に、〔奴隸制の〕無交換經濟の不斷に擴大してゆく下部構造が入ってゆく。奴隸所有者層の〔奢侈的・政治的〕需要の發展、從ってまた商業の extensiv な發展が進めば進むほど、それだけ商業は Intensität を減じてゆき、それだけ商業の網は稀薄となる、M. Weber, Die sozialen Gründes des Untergangs der antiken Welt, 1896, Gesammelte Aufsätze zur Soz.-u. WG, 1924, SS. 290—291, 293—297。「古代世界においては、商業の影響および商人資本の發展はつねに奴隸經濟に結果する。……近代世界においては、これに反し、それは資本制生産様式に結果する。これらの結果そのものは、なお、商業資本の發展とは全く別の諸事情によって條件づけられていた」、Das Kapital, III, xx, 364; 長谷部譯, IX, 371—372. 全く別の事情とは、斷るまでもなく、與えられた生産社會の内部的構造である。

16)拙稿、「初期資本主義の經濟構造」、1949年、私の『近代資本主義の成立』、3頁以下。

かるものとして本格的に確立するのは、古典的莊園構成、即ち農奴の週賦役勞働（例えば tres dies in hebdomata）による領主本領直營組織 Villikationssystem——勞働地代段階の封建的土地位所有——が解體してくる過程においてであり、この過程は同時に何らかの仕方での「農奴解放」を伴ったことは、現在の歴史學の一般的水準においても確認されている。ところで、Villikations-system の解體は、古典莊園の内部的構造、とくに與えられた勞働地代の强度（地代水準 Exploitationsgrad）のうちに示される直接生産者としての農民の社會經濟的地位、從つてまた農民の商品生產者的條件の成熟規模如何によって、歴史上、例えばイギリスの 14—15 世紀 commutation に見られたように、勞働地代から直接貨幣地代に全面的に轉化し、事實上農奴制が消滅してゆく場合と、あるいは西南ドイツとくにフランスにみられたように、勞働地代の解體が先ず基本的には生産物地代の本格的な成立となり、それが漸次貨幣地代に推轉してゆく場合とが區別せられるであらう。ドップは、スウェーディーもまた、前者の過程のみを考察の對象としているが、封建經濟の發展段階という視角からは、むしろ後者がより「古典的」であらう。12世紀および13世紀以來のフランスおよび西南ドイツにおいては、從來農奴の賦役勞働 corvée, Frondienst によって經營されていた領主の本領直營地 domain proche, Salland は分割されて農民に附與され、農民の經營に委ねられるようになった。農民は領主に、も早労働賦役をではなく、その收穫高の一定割合を物納年貢 (campi pars, champart, terrage, agrier) として給付するようになる¹⁷⁾。この過程は貨幣地代の部分的成立をも必然伴うのであるが、ともかくいまや封建地代の基軸部分を構成するものは、賦役勞働ではなく歴史家の表現を借りれば『地代』redevance, Abgabe である。このような Villikationssystem=端初的勞働地代の解體の結果成立したところの封建的土地位有、從つて經營的側面よりすれば領主本領直營ではなく、小規模農民經營に立脚する封建的土地位有 (Zinsgüter-system) が所謂地代莊園 Rentengrundherrschaft または純粹莊園 reine Grundherrschaft である¹⁸⁾。

17) Bloch, Caractères originaux, 100—101; Olivier Martin, Histoire de la coutume de la prévôté de vicomte de Paris, I, 1922, pp. 420—424.

18) Max Weber, Wirtschaftsgeschichte, 1923, S. 101; G. v. Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft im Mittelalter, 1937, SS. 73—76; 日本の西洋中世史研究に一劃期を示す上原専録の雄篇、「クロスター・ソイブルク修道院のグルントヘルシャフト」、1929年、氏の『獨逸中世の社會と經濟』に收録。

このVillikationssystem の解體に伴う封建的土地所有の構造轉換は地代の形態轉化（イギリスにおいては貨幣地代、フランス、ドイツでは生産物地代）をもたらしたが、封建地代の本質には何らの變化をも表現しない。農民は從來直接労働の形態において給付したところの餘剩労働を、その労働の實現された形態乃至はその價格で支拂うにすぎない。何れの場合においても、地代は、餘剩労働の通例的形態として現われており、資本制地代におけるように生産者の實現した利潤の一部という性格をとっているのではない。現實に「利潤」が生じたにしても、地代が利潤形成に對する通例の制限 normale Schranke をなしている。何れの場合においても、名目上の土地所有者=領主は、生産手段の事實上の所有者たる土地保有農民《Besitzer》，《tenanciers》から、餘剩労働を直接——商品交換の法則に媒介されることなく——「經濟外の強制」によって把握し、領有しているからである。しかし、地代把握の仕方、あるいは經濟外強制の形態は變化してきている。初源的労働地代の基礎の上に立つ Villikationssystem のもとでは、農民の労働は領主またはその代理者 (villicus, bailiff, maire, sergeant, Meier) の直接の「鞭」の監視と督勵とのもとに領主領地のうちに編成されていたが、「純粹莊園」においては、全農業生産は農民自身の經營のうちにおかれており、自分のための必要労働と領主のための餘剩労働とは、も早時間的・空間的に區別される兩部分としては現象しない。直接生産者は多かれ少なかれ全労働時間を自己の意のままに處理する可能性をもち、從って生產力發展の基點は、領主の直接支配から離れて農民自身の經營に移行しているからである。フランスや西南ドイツにおける中世の所謂農奴解放 affranchissement あるいは sog. mittelalterliche Bauernbefreiung [Kötzschke]、即ち歴史家の慣用語に従って云えば、『農奴』 Leibeigene, serf から『隸農』 Hörige, vilain franc への轉化（大量的には 13—15 世紀）は、このような劃期において行われた¹⁹⁾。こうして地代把握の仕方は「對人的」 persönlich (personel) の諸規定から「對物的」 dinglich (réel) な諸關係に推移し、領主と農民との封建的收取=給付は「契約的に」 vertragsmässig 規制される關係に入り込

19) なお、念のため。封建地代支拂農民は農奴とも隸農とも總稱されるが、われわれは以後、既に經濟史學でいわば常識化されたところに従って、労働地代支拂農民を農奴 (Leibeigene)，生産物地代また貨幣地代支拂農民を隸農 (Hörige) と區別する。所謂中世農奴解放が前者を後者に轉化せしめた劃期であり、かかる區別は、封建經濟そのものの發展を問題にする視角からは有用なのである。

むことになる。この「契約」關係は——もちろん近代市民社會におけるそれのように、相互に獨立の、あるいは法律上同じ身分の人格者として自由な商品所有者が相互に取り結ぶ契約關係ではない——慣習法 (生産物地代そのものが極めて屢々 coutumes, Gewohnheitsrecht と呼ばれ、それを支拂ふ農民は coutumiers と呼ばれた) なり成文法なりの形態をとっており、農奴解放状は極めて屢々、このような契約關係の規定を含んでいた。ともかく農民はいまや自己の責任において、直接的強制の代りに Macht der Verhältnisse によって、餘剩労働の生産物（又はその價格）を給付するようになる。と同時に、このような意味での《Pachtverhältnis》への移行は、舊來の雜多で領主の恣意にかかる [ad misericordiam domini] 農民の諸負擔が「一定の」《fest》ものに規制、あるいは《abonner》されたことを意味し、その限り、農民の經濟は、從來それに攪亂的であった領主の「專擅と偶然」 Willkür und Zufall との介入から解放されて、自らを再生産の恒常的軌道の上に定置せることになる。そしてここに「自營農民」 selbstwirtschaftende Bauern (selfsustaining serfs) がかかるものとしてその基礎を固め、このような發展段階の規定において初めて、封建的生產樣式の「基底」 Basis としての小規模農民經濟と獨立手工業經營とについて人は語ることが出来る²⁰⁾。

この小規模農民經營——農業における小生產樣式——は、現物地代が貨幣地代に轉化されると、より益々明確且つ獨立的に形成されてくると同時に、他方その自己分解もまたより益々急速且つ自由に展開されてくる。貨幣地代が全面的に成立し、それが封建的收取の基軸部分を構成するならば、舊來の領主と土地保有農民との間の傳統的な人格的の支配=隸屬關係はより明白に對物的の非人格的な「純粹の貨幣關係」に轉化されてくるのみではなく、rent of assize においてのように、一定額に固定された貨幣地代が占める餘剩労働部分は、労働生產性の進歩・貨幣價值の繼起的低下によって相對的に益々減少し、それだけ直接生産者たる農民のもとに必要部分以上に出る超過分（所謂 embryonischer Profit）をより多く残すことになる、それは農民自身によって商品に轉化されるであらう。貨幣地代は、いまやその價值の僅少の故に、事實上、農民をこの地代支拂義務から解放し²¹⁾、

20) 拙稿、「所謂農奴解放について」、史學雜誌、51 の 11, 12, 1940 年、私の『近代社會成立史論』、36—51 頁 參照。

21) Freeholders は「あらゆる支拂および賦役から自らを全然解放してしまった」。16 世紀までには、彼ら

本來の農民保有地を自由な農民所有地 *freies Bauern-eigentum* に轉化することが出來た。あるいは舊來の土地保有農民は、自らに課せられている封建地代を代償によって買戻し、封建的土地所有の規範から自らを解放しつつ、その土地の完全な所有農民となった。このような獨立自營農民 *unabhängiger selbstwirtschaftender Bauer*—歴史上典型的にはイギリスの *yeomanry*—の形成は、それ故、貨幣地代のための社會的條件を媒介とする封建的土地所有の解體過程の所産である。他方貨幣地代が全面的に・國民的規模において成立し、かかるものとして不斷に維持され・再生産されるためには、直接生産者たる農民は、その直接生活資料はこれをなお大部分現物經濟的に實現（生産・消費）しているにしても、その勞働生産物乃至勞働力の一部は、少くとも地代に相當する部分は、農民自身によって常に商品に轉化され、貨幣に實現されねばならない。云い換えるならば、農民は自らを不斷に市場に接觸せしめねばならないところの商品生産者なのであり²²⁾、この商品生産者としての規定性が彼を—小規模生産様式を—必然分解せしめるのである。かかる農民層の分解についてもトーニィの『16世紀の農業問題』は夥多の實例を呈示している。いまや13世紀の *manor* に見られたような農民保有地の比較的齊一的な標準的土地保有の體制 *virgate-system* (Hu-

の莊園領主に對する關係は、「實質上のといふよりもむしろ形式上および感情上の事柄」にすぎない (R. H. Tawney, *The agrarian problem in the 16th century*, 1912, pp. 29—31, 118 etc.)。フランスの一部においても同様である。例えばボアトゥでは、16世紀の農民の土地賣買證書の末尾に、『賣却者〔=農民〕は當該賣却の對象をなす土地が、如何なる領主から保有し、如何なる義務に隸屬するやを宣言しえざりき』《Le vendeur n'a pu déclarer de quel seigneur et sous quels devoirs, les lieux faisant l'objet de la présente vente sont tenus et mouvants》と書かれており、封建地代は農民によって無視され、その完全な消滅にまでいたった (Raveau, *L'agriculture et les classes paysannes*, 70, 102—103, 264, 288)。

22) このような封建地代支拂農民自身のもとにおける勞働の社會的生產性の一定の發展なしに、同じことであるが、農民の商品生産者としての適應の社會的條件なしに、いわば上から貨幣地代が創出され・賦課される場合には、この貨幣地代は舊來の現物地代に本格的にとつて代ることが出來ず、兩形態は混在して現われる（例えばアンシャン・レジームのフランス）のみでなく、最も屢々現物地代へ再轉化される（オスト・エルベのドイツにおける勞働地代の、またフランスにおける生産物地代の再出）という歴史事實がこれを明示しているように、商品生産者の諸條件の未成熟にも拘らず農民に課せられる貨幣地代は、農民の解放への條件ではなく、貧窮化への條件となる。

fenverfassung) は消滅してしまい、トーニィの史料の表現を借りるならば、『實際virgates 乃至 half-virgates について語ることは全然大した意味がない』(cit. Tawney, 59—60) までに至る。

[B] そこで、以上のようなわれわれの問題視角において、勞働地代が貨幣地代に轉化され、農奴制が事實上消滅した14世紀から、本來の資本主義時代《kapitalistische Aera》の始點たる16世紀までの2世紀、あるいは、イギリスの歴史についていえば、エドワード三世からエリザベスまでの約200年間、この期間—その認識は、ドップのいうように、「封建制から資本主義への移行の眞の理解にとって決定的に重要なもの」(Reply, 162) である—についてのスウィージーとドップ把握の仕方を検討してみよう。

スウィージーは14世紀に農奴制は終息したと考えている。事實14世紀にイギリスでは賦役勞働は貨幣地代に轉化されたのだから、この規定は正しい。彼はこのことを必ずしも封建制そのものの終止と同一ではないと斷わっているが、しかし同時に彼は、封建制の終末と資本主義の開始との間の2世紀を問題としていることによって、事實上それを封建制の終息と同一視している。その限りそれは正しくない。

農民は農奴制（=勞働地代）からは解放されたが、その土地=農民保有地にはなお依然として、領主の封建的土地所有を表現する貨幣地代が課せられ、それに規制されているのであって、この貨幣地代が益々より僅少の餘剩勞働をしか含まなくとも、農民はなお隸農範疇から脱却しているわけではないからである。それは、スウィージーの「貨幣地代」への理解の仕方、即ち貨幣地代の本質を「封建地代から資本制地代への」「過渡形態」*a transitional form* と考える (Transition, 152) 彼の正しくない把握の方法に對應している。貨幣地代の「基底」*Basis* は、ドップが據典として引き合に出しているように、「解體に向っているとはいえ、その出發點をなす生産物地代（イギリスの場合には勞働地代）における同一である」即ち、直接生産者は依然として土地保有農民 *Besitzer* であって、名目上の〔封建的土地〕所有者たる領主に經濟外の強制によって—あるいはドップのいうように「政治的強制と莊園慣行の壓力」(Reply, 163) によって—餘剩勞働を貨幣に轉化された形態において支拂っているにすぎないからである。貨幣地代は、その「純粹の」形においては、現物地代の單なる形態轉化にすぎないのであって、現物地代の場合におけると同様に、「概念上」dem Begriff nach 利潤を吸收する。「事實上この地代と並んで利潤が發生したとしても、〔資本制地代における

ように】利潤が地代の制限ではなく、逆に地代が利潤に対する制限 Schranke なのである (III, XLVII, 848—849)。そこから、封建地代を範疇として排除しようとする農民および産業ブルジョワジーの本来の要求——市民革命への必然性——が生れる。總じてスウェイジーの分析には、この市民革命への透視が缺けていいる。

もしこうだとするならば、ドップもまた、何故、「封建的生産様式の分解は資本主義的生産様式が發展する以前に〔太字ドップ〕既に進んだ段階に到達しており、且つ、この分解は古い生産様式の母胎内における新たな生産様式の成長と何ら密接な連繋において進行したものではなかった」、それ故、この 2 世紀は「その生産様式に關する限り、封建的でもなく未だなお資本主義的でもない neither feudal nor yet capitalist のである」と規定 (Studies, 19—20) しなければならなかつたのであろうか。彼は、貨幣地代の成立從って農奴制の消滅をもって封建制そのものの終止と見做す舊來の俗見を拒けており、而も 16 世紀のイギリス農民の壓倒的大多數は貨幣地代支拂義務農民であること、そして興隆しつつある裕富な自由土地保有農民 freehold farmers は既に封建地代支拂義務から自らを解き放ちつつ封建的土地所有から獨立の自由な生産者として上昇し (トーニイの prosperous rural middle class), 更にこれらの kulak yeoman farmers は、なお小規模であるとはいえ、農業經營においても工業生産においても、より貧困な隣人を雇傭する本來の資本家へ一步足をふみ入れていること (トーニイの所謂 Lilliputian capitalist) を、彼は熟知しているのであるから、ドップは、恐らく、この期間に獨立の自營農民層が廣汎に成立していくが、勞働はなお本格的には資本に隸屬するに至っていない、ということを云いたかったのであろう。が、農民層は、封建的生産様式から解放されて全面的に獨立自營農民に轉化され、次いでこのようにして成立した獨立農民層が兩極分解をとげるのではない。歴史的には、農民層は既に農奴制のもとで一定の分解をとげており、農奴は——とくにイギリスにおいてのように、農民の商品生産者としての條件が早熟的に具備されてきたところでは——決して同一の所有關係にあったのではなく、從って相異なった經濟的條件のもとで解放されたからであり、解放はまたそれで農民層のより自由な分解を促進するからである。それ故、ドップは、いまやこの 2 世紀を、「古きものが急速に分解する過程にあり、そして新しい經濟諸形態が同時にあらわれつつあるという意味において過渡的 transitional である」(Reply, 162) と云い改め、『研究』での規定を補正しなければならなかつた。これに反して、スウェイジー

はたしかに先の「封建的でもなくなお未だ資本主義的でもない」としたドップの規定にとらわれすぎている。スウェイジーによれば、「封建制から資本主義への移行は、單なる不斷のプロセスではなく、根本的に異なつた問題を示めし・別個に分析されることを要するところの全く異なつた二つの局面 phases から成り立つてゐる」。彼は 15・16 世紀の西ヨーロッパで支配的であった「封建的でもなく資本主義的でもない」(neither feudal nor capitalist) 體系を『前資本主義的商品生産』《pre-capitalist commodity production》と規定した、それは「先ず封建制を掘り崩し、そして次いで若干おくれて資本主義の成長のために地盤を準備した」〔太字スウェイジー〕ものである (Transition, 150—151)。彼がその際意識的に「單純商品生産」simple commodity production なる範疇を避けたのは、これが「交換價値の問題をその最も單純な形態で示めすことを可能ならしめる」いわば價値論の概念であつて、歴史的概念としては不適當であると考えたからであり、單純商品生産は「自分自身の生産手段をもち、且つその欲望を相互の交換によって充足する獨立生産者 independent producer の體系」であるが、しかし「前資本主義的商品生産」の場合には、「生産手段の最も重要なものの——土地——は大概非生産者（領主）によって所有されている」と考えたからである。彼がこのような「前資本主義的商品生産」を嚴密な意味での歴史的範疇——a social system sui generis——ではない、と考えたことは正しい。それは單純商品生産についても同様である。しかし、彼がそれを單純商品生産から區別したのは、それが本來歴史的範疇ではないという點にあるというよりもむしろ、前資本主義的商品生産においては、直接生産者たる農民は生産手段——土地——の所有者ではなく（それ故、獨立の生産者ではなく）、土地は封建領主によって所有されている、と考えた點にある。農民の土地になお貨幣地代が課せられている限り、農民は語の近代的意味における土地所有者ではなく、從ってまた嚴密な意味での獨立生産者ではない。しかしここでは貨幣地代の成立を媒介として隸農が小商品生産者として獨立してゆく過程が問題になっているのであり、事實この時期にイギリスでは、freeholders 乃至 customary tenants の上層は、封建的土地所有の規範から自由な獨立自營土地所有農民に轉成している。が、より基本的なことは、まさに封建的土地所有＝保有を問題とすべきときに、近代ブルジョワ的所有權の概念を導入しているというスウェイジーの非歴史的方法である。封建的（領主的）土地所有は、われわれが前提してきたように封建領主の領有（強力把握）を基礎とする支配＝所有

形態であり、農民の土地に対する領主の「所有」は *Obereigentum* (*propriété éminente*) であって、農民はその土地の *Untereigentümer* あるいは『保有者』 *Besitzer* であり、この農民の《domaine utile》は農民の事實上の土地所有であるから、これを人は近代市民社會の法概念で律すべきではない²³⁾。むしろ直接生産者たる農民と生産手段（土地その他）との結合——資本主義はその分離を前提する——という經濟的內容こそが、ここでは肝要なのであり²⁴⁾、そこに當時の農民的=ブルジョワ的發展の問題を解く鍵がある。そして、このような農奴制の解體後にあらわれ・しかもなお生産手段から遊離されない生産者の勞働に依據する富が所謂《Volksreichtum》(I, xxiv, 756) なのであり、絕對王政のよってもつて立つ社會的支柱なのである。

スヴィーゼーは、「前資本主義的商品生產」という過渡的範疇を創り出すことによって、一方では、この時代は資本主義的でもないが封建的でもない、と云いながら、他方では、この時期の基本的生産者たる農民の「獨立生産者」たることの可能性を排除する、という矛盾におち入っている。従って彼は、その農民の支拂う貨幣地代を（封建地代から資本制地代への）「過渡形態」とすることによって、この矛盾を解こうとした。しかしそのことも成功していない。『資本』は、かかる過渡形態 Über-

23) このことは、既に、歴史學界では《propriété paysanne》に關して批判済みである。早期の論争については、Minzes, Beitrag zur Geschichte der Nationalgüterveräusserung im Lauf der französischen Revolution, 1892 參照。それらを検討した後、G. Lefebvre, Les recherches relatives à la répartition de la propriété et de l'exploitation foncières à la fin de l'ancien régime, *Revue d'histoire moderne*, No. 14, 1928, pp. 103—104, 108—109 は、世襲的農民保有地 une tenure héréditaire をもつていた農民は、なお封建地代が課せられているとはいへ、土地所有者農民 *paysans propriétaires* であることを確證している。なお、Raveau, L'agriculture et les classes paysannes, p. 126 および M.Bloch, Annales d'histoire écon. et soc., I, 1929, p. 100 における封建的土地保有者農民 *tenanciers féodaux* の véritables propriétaires としての一層の確認参照。

24) 「勞働者が自分の生産手段を私有することは小經營の基礎であり、そして小經營は、社會的生產の・および勞働者自身の自由な個性の・發展のための一の必要條件である。たしかにこの生産様式は、奴隸制度・農奴制度・およびその他の從屬關係の内部にも實存しつづける。だが、それが繁榮し、その全精力を發揮し、適當な典型的形態をとるのは、勞働者が自分自身の使用する勞働條件の——農民ならその耕作する土地の、手工業者ならその使用する道具の——自由なる私有者たる場合のみである」，Das Kapital, I, xxiv, 801；長谷部譯, IV, 399。

gangsform 乃至中間形態 Zwischenform を、《Metriesystem》または《Parzelleneigentum》あるいはまた kleinbäuerlicher Pächter のうちに指摘している (III, xlvi, [5]; I, xxiv, [4]) のであって、貨幣地代そのもののうちに求めているのではないからである。スヴィーゼーは、あるいはこう考えたかったのかも知れない、絕對主義は既にその本質において封建的なものではないのだ、と。そのことについては、ドップの『研究』第4章および『回答』が、市民革命との連關において充分答えるであろう。何れにしろ、「前資本主義的商品生產」なる範疇をもちこむことは、この場合、不必要である²⁵⁾のみでなく、封建社會が近代資本主義社會とは異なった特殊な法則性によって支配されることを隠蔽する結果になるであろう。特殊な發展法則とは、生産手段が資本として勞働者から遊離し・それに對立している資本主義社會の場合には、生産力の發展〔資本の有機的構成の高度化・平均利潤の成立・利潤率の傾向的低下・恐慌〕は資本の生産力の發展として現われるに反して、生産手段が勞働者と結合して（保有または所有）いる封建社會においては、生産力の發展〔Villikationssystem の解體=小規模農民經濟の形成・貨幣地代の成立・地代率の傾向的低下・領主的危機 crise seigneuriale〕は直接生産者たる農民自身の生産力の發展として現われるということ、従ってそれは農民層の解放と獨立化とにのみに結果するという法則的傾向をもっているということ、これである。かかる發展の必然から封建的「危機」へ《gegenwirkend》な權力集中の體系たる絕對主義の性格（本質）もまた明白となるのであり、かかるものが『資本』第3卷の方法の示唆する封建社會の「法則と傾向」（スヴィーゼーの表

25) 當時的小生産者《kleine Produzenten》あるいは「小商品生産者」 kleine Warenproduzenten (melkie tovaroproizvoditiely) は、封建的規範から自らを解き放ちつつそれから獨立した、あるいは獨立しつづけた、という意味で nicht feudal であるが、全體として見れば、勞働はなお資本のもとに本格的には包摂されていない、同じことであるが、勞働者の勞働諸條件からの分離がなお本格的には進展していない、という意味で noch nicht kapitalistisch である。資本制生産の論理的および歴史的基點としてのこのことの検證がここでは問題なのであり、奴隸、農奴（隸農）、獨立自營農民または獨立手工業者、あるいは貨労労働者の勞働をそれぞれ前提することによって、商品は、それぞれ、奴隸制商品、農奴制（隸農制）商品、單純商品あるいは資本制商品等々であり、前資本主義的商品生產なる範疇は成立しない。もっともその社會が内部にもつ様々な ukladi によって社會内に流通する商品は、これらの幾つかを含み、錯雜化するのであるが。

現)である、と私は考える²⁶⁾。

IV

最後に、産業資本の形成と市民革命との内的連関について。市民革命の経済的基礎過程は産業資本の發展に伴う封建的生産關係の排除であり、従ってそれは「封建制から資本主義への移行」の論理的集約をなし、封建制の歴史的性格もまた市民革命を論理的起點として、いわば post festum に初めて合理的に理解されうる、というのがわれわれの見解であった。従って、舊來の封建的生産關係を揚棄すべき市民的變革を歴史的に必然たらしめた生産力の發展、即ち當時の段階における産業資本の社會的存在形態がどのようなものであったかを検證することは、決定的に重要な問題である。ドップの最も貴重な且つ最もすぐれた歴史學への貢献は、産業資本家の系譜を、上層市民（特權的な獨占商人や金融業者）のうちにではなく、封建的土所有から獨立しつつある小商品生産者層自身のうちに培養され・產卵されたものとして、いわば、生産者共同體の内部 Binnenwirtschaft から産みおとされたものとして、追求しているということ、そして、所謂初期資本主義 Frühkapitalismus の時代における生産力の主要擔當者としてのかかる中・小規模産業資本家層の主導的役割の重要さを高く評價している、という諸提起であろう。ドップによれば、當時の資本制生産の擔當者は、興隆しつつある獨立自營農民層や中・小規模の手工業經營者であり、とくに kulak yeoman farmers は漸次その農業經營を改善し、より貧困な隣人 cotters の労働力を購買しつつ經營規模を擴大してゆき、同時に、彼らはまた農村織物工業 country cloth industry の組織者=マニュファクチュア經營者としてあらわれていたばかりでなく、都市手工業においても同様な型の工業經營者が分出していった (Studies, 125—126, 128—129, 134—135, 142—143, 150—151, etc., Reply, 164)。「17世紀ピュアリタン革命の推進力 driving force であったクロムウェルの軍隊 New Model Army と獨立派 Independents とは、その主要な力を、これらの地方の工業中心地から、squirearchy および small and middling type of yeoman の層からえていた」。イギリス革命の確固たる支持者は彼らであって、特許商人や獨占企業者は多く王黨派に屬し、「商業資本は、常に進歩的役割を果たすどころか、屢々封建的反動 feudal reaction (=絶對主義) と同盟していた」 (Studies, 169—176; Reply, 165)

26) 拙稿、「封建社會の基礎矛盾」、1949年、私の『市民革命の構造』、60—62頁参照。

のである²⁷⁾。これをわれわれのテーゼに引き戻していくれば、この封建反動=絶對主義を破碎したイギリスの市民革命は、かくして商業資本の産業資本への從屬の第一歩を劃する。

27) 當時の産業資本の現實の擔い手であり、市民革命の遂行者を、ドップにおいてのように、興隆しつつある小・中市民層 rising small and middle bourgeoisie のうちに求め、それと商業資本家 (haute bourgeoisie) との對立關係を視角の中心におく問題意識は、しかし既にドップよりも40年も以前に、G. Unwin, Industrial organisation in the 16th and 17th centuries (1904) や M. Weber, Die protestantische Ethik und der Geist von Kapitalismus (1904—1905) によって取り上げられている。ドップは、「資本主義の精神」を問題にしながら (Studies, 5, 9), ウェーバーのこの卓越した問題觀 (視角) を看過しているのは不思議である。ウェーバーは、イギリスのかの英雄時代における二つの對抗的な體系を明確に摘出し、puritanism の形をとつてあらわれる「資本主義の精神」を、このような當時の中・小産業資本家層に最も適應的な意識形態=生活原理となしているのであって、それを、何れの時代にも見られる獨占商人や高利貸にも共通の「貨幣=利潤追求」の精神態度のうちに見出しているのではない。「近世初期を通じてわれわれがここに『資本主義の精神』Geist von Kapitalismus と呼ぶ精神的態度の擔當者となった人々は、單に(あるいは主として)大商業を營む資本主義的? 企業家ではなく、むしろ向上すべく努力しつつあった産業的中產者層 die aufstrebenden Schichten des gewerblichen Mittelstandes のうちに遙かに多かったのである」。更にこれに註して、「企業家として漸く身をおこしつつあつた中・小市民層 das aufsteigende Mittel- und Kleinbürgertum こそが、資本主義的倫理とカルヴァニズム信仰の擔當者」であった、Weber, Protestantische Ethik, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, SS. 49—50, weiter, 195—196. イギリスの最もすぐれた經濟史家の一人トーニィさえ、この點に關してはなお、「資本主義精神は利潤を追求する商業と共に發生した」とするブレンターノの基本的見解 (Lujo Brentano, Die Anfänge des modernen Kapitalismus, 1916) から脱却していない。例えば、「15世紀のヴェニスおよびフロレンス、または南ドイツおよびフランドルにおいて、多くの『資本主義精神』„capitalist spirit“ があった、それはこれらの地域が當時の最大の商業的および金融的中心地であったという單純な理由によってのみである」, R. H. Tawney, Religion and the rise of capitalism, ed. of 1948, p. 319, note 32. ドップもスウェーデンも極めて屢々引合に出すブレンヌは、疑もなく、實證の點で最も信頼されうる歴史家の一人であり、「1000年の歴史を通ずる資本主義の發展」についての彼のスケッチ (The stages in the social history of capitalism, The American Historical Review, XIX, pp. 494—515) が示めしているように、彼は、その實證研究の結果、近代の産業資本家が中世の商業資本から生れたものではなく、むしろ後者の破滅の上に生成したものとして、時代

このような仕方での問題提起と歴史分析とは、しかし既に日本では、ドップとは無関係に、しかもより早く且つ遙かにより體系的に、大塚久雄の獨創的な歴史理論のうちに示めされている²⁸⁾。それ故、われわれにとって、ドップの見解は、日本における經濟史學の方法的水準のいわば確認として受けとられうるとはい、スウェイジーにとっては、恐らくそれほど納得的ではなかった。彼は、當時の產業資本の社會的系譜およびその存在形態について具體的に分析しているわけではなく、『資本』第3卷第20章の「封建的生產様式からの移行は二重になされる」所謂「二つの道」についての古典的個所に關するドップの理解に對する批判の際、en passant に言及しているにとどまっている。かの周知の個所についての引用はも早ここでは不必要であろうが、第20章〔および第36章〕は、資本制生產社會における商業資本〔および利子附資本〕を取り扱っている數章の最後におかれているところの「歴史」に關する章であり、そこでの分析は、資本主義以前の社會においてのみ獨立的な存在形態を示す前期的商業資本〔および高利貸資本〕の性格（法則性）、および、この商業資本が資本制生產の發展に伴って產業資本に從屬する Unterordnung des Handelskapitals [od. zinstragenden Kapitals] unter das industrielle Kapital 過程、に關するものであって、商業資本の產業資本への單純な形態轉化に關するものではない、従って商人が單に產業資本家に轉化するというのではない。それ故、ドップがそれについて問題を提起し、スウェイジーが批判した所謂二つの道、「生産者自身が商人になり資本家になる道」——これは「現實的に革命的な途」である——と、「商人が生産を直接支配し、商人が工業家になる道」——それは「舊生產樣式を保存しそれを自己の前提として維持する。それは現實の資本割生產を妨害するものであって、その〔資本主義の〕發展につれて衰亡する」——とは、そのおかれている全體への位置付けから讀みとられるべきであろう。問題の個所の前には、「資本制社會に先行する諸段階においては商

による資本家の交替を確認しているが、しかし本質的には、商品生產=貨幣流通をもって資本主義を規定しており、中世の資本主義？ と近代の資本主義とは、彼にとっては、「單に量の差異であって質の差ではなく、單に程度の差異であって性質の差異ではない」。従って、彼にとっても、《spiritus capitalisticus》は既に11世紀に商業と共に成立した單なる利潤慾なのである。

28) 大塚久雄、『近代歐洲經濟史序説』、1944年。しかし、この論作の核心は更により早く、氏の極めて創始的な論文、「農村の織元と都市の織元」、社會經濟史學、8の3・4、1938年、に全面的に形成されている。

業が產業を支配するが、近代社會においてはその逆である」とし、「商業資本の產業資本への從屬」を問題にしつつ、問題の個所の後には、「生産者自らが商人となる。商業資本はも早流通過程を遂行するのみである……いまや商業は產業的生産の奉仕者となる」と書かれており、このような前後の連闊を考慮に入れるならば、「商人→工業家」の第二の途は、商人が問屋制度《putting-out system》の迂回的な徑路を通じて産業資本家になることであるに對して、第一の途は「生産者が、その背景〔おそらく社會的背景一引用者〕は何であれ、商人であると同時に賃労働の雇傭者として出發する」あるいは「問屋制度という中間的な諸段階を通過することなしに」本格的な産業資本家となることである、とするスウェイジーの理解（Transition, 155）は、むしろ皮想な解釋だとおもわれる。スウェイジーにおいては、單に經營形態の對比のみが問題として意識されており、兩者の社會的性格——の對抗——が捨象されているからである。第二の途が所謂問屋制度であるというスウェイジーの指摘は疑もなく正しい。同じ章の少し後のところで、「商人→工業家」の途は、商業資本家が小生産者（都市手工業者およびとくに農村の小生産者）を自己に隸屬せしめ自己のために作業させる前貸問屋制として、説明されている。が、そればかりでなく、「生産者→商人」の途もまた例示されている、「例えば、〔商人の前貸問屋制のもとにあつた——引用者〕織布業の親方〔=生産者〕は、〔原料たる〕羊毛を次第に少しづつ商人から受けとて自分の職人とともに商人のために労働することをやめ、彼自身が羊毛または糸を買って、自分の織布を商人に賣るようになる。生産諸要素〔労働手段・労働對象および労働力——引用者〕は彼自身が買った商品として生産過程に入り込む。そして個々の商人のためまたは一定の顧客のために生産する代りに、織布業者はいまや商業世界のために生産する。生産者自らが商人である」。かかるものが、商業資本による問屋制的支配規制からの小商品生産者の獨立とその産業資本家への上昇のプロセスを意味することは明白である。それ故、原典は、ここで二つの道について指示しているのみでなく、二つの道の對立と鬪争とについて語っているのである、「生産者→商人」の徑路は、「前期的」商業資本の産業資本（資本制生產）への從屬という「革命的」プロセスを內容しているわけである²⁹⁾。

29) 「生産者が商人になる」については、更に、それに先立つ商業利潤を分析している章においても、こう述べられている、「科學的分析の進行においては、一般的利潤率の形成は、諸産業資本およびそれらの競争から出發して、後に初めて商業資本の介入によって訂正され・補

スヴィージーは、第一の途について、小商品生産者が産業資本家に推轉する場合の存在を全然否定しないまでも、それは産業資本家の系譜としては何ら重要なものではないと考え、むしろ彼はここで、ともかく問屋制度という迂回した道を経過することなく直接産業資本家になる場合一般を考慮に入れている。その際彼が J. U. Nef の研究 (*Industry and government in France and England, 1540—1640*) における鑛山業・金屬工業における諸例を引合に出している事實から、彼が經濟史家の一般に指摘している所謂集中工場または所謂マニュファクチュア (zentralisierte) Manufakturen (fabriques réunies) を念頭においていた、と推定してほぼ間違ないであろう。歴史上、このような集合マニュファクチュアは、絕對主義國家の保護と育成とのもとに形成された・王立・官營・特權工場 (manufacture royale, d'État, privilégiée) として、あるいは強制労働場 (workhouse, werkhaus, Arbeitshaus od. Zuchthaus, rabotia doma; hospital, hôpital générale de manufacture) として、諸國に存在した³⁰⁾。しかし、それが本質において資本制生産の端初形態としての本来のマニュファクチュア (産業資本) ではなく、問屋制商業資本の營みのいわば端的な癡集點にすぎなかったこと、従ってそれが第二の途と性格 (本質) を同じくしていることは、われわれの充分實證したところである。それは「革命的」であるどころか、本来の資本制生産の展開を主導することが出來ず、西ヨーロッパにおいては、却って小生産者層の上昇とその經濟的發展とに壓倒されて漸次解體され消滅してしまったのである、かかる特權的企業は、イギリスについてドップも指摘しているように、絕對主義の國家權力と離され難く結合している「反動的」性格のものとして、終局的 (機構的) には市民革命によって破碎されたものである

足され・修正されるものとして現われる。歴史的發展の進行においては、事態はまさに逆になっている……商業利潤が本源的に産業利潤を規定する。資本制生産様式が浸透して生産者自身が商人となつたとき初めて、商業利潤が、總餘剰價値の可除部分——社會的生産過程に携われる總資本の一可除部分としての商業資本に歸屬する可除部分——に縮小される」 (*Das Kapital, III, xvii, 317—318*; 長谷部譯, IX, 283)。恰も、農業における資本制生産の發展が、地代を、餘剰労働の通例的形態 [封建地代] たる位置から、利潤の「一分肢」 Ableger [平均利潤以上に出る部分] たる地位に引き下げる如くである。

30) J. Koulischer, *La grande industrie aux XVII^e et XVIII^e siècles: France, Allemagne, Russie, Annales d'hist. écon. et soc.*, 1931, No. 9; cf. Dobb, *Studies*, 138—139, 142—143; Reply, 165.

31) このような進化は總じて西ヨーロッパの資本主義の形成にとって特徵的なことであり、かかる特權巨大企業が資本主義の成立過程において主導的役割を果したのは、むしろ、スヴィージーが考慮外においていた東ヨーロッパや日本においてであつた。

ドップの方は、しかし、彼はまた彼で「二つの道」の問題を提起しながら、「生産者→商人」の徑路を、「商人企業家によって組織された問屋制度」 „putting-out”, or Verlag-system, organized by merchant-manufacturers として捉え (*Studies*, 138), あるいは、「商業に從事し、問屋制度によって貧困な手工業者を雇傭する企業家 entrepreneurs」とする (*Reply*, 165) ことによって、形式上の處理において明白な矛盾におちいっている。本來の問屋制度の歴史的形態は、商人企業家としての merchant-manufacturers が原料の購入・生産物の販賣を自己に排他的に集中せしめつつ、小生産者に原料を前貸し、それを加工せしめることによって利潤を打出すのであり、かかる小生産者の市場からの遮断——問屋商人による市場獨占——は、直接生産者が商品生産者として獨立上昇し、資本家に推轉する道を抑止することは明白であろう³²⁾。この《marchand-entrepreneur》も屢々

31) フランスにおいても同様である。ロシャの歴史家タルレは、アンシャン・レジームの工業事情を本源的な諸史料に基いて検討した結果、より廣汎な・より自由な國民的生産のための最も熾烈な・最も勝利せるたたかい——フランス資本主義の推進的主體——は、grande industrie によってなされたものでもなければ、また裕富な「都市の工業家」=問屋商人 industriels des villes によって果されたものでもなく、「農村の小生産者層」 petits producteurs des campagnes によって擔當されたものであるという「巨大な重要性ある事實」に、改めて人の注意を向けさせている、E. Tarlé, *L'industrie dans les campagnes en France à la fin de l'ancien régime*, 1910, p. 53.

32) Verlagssystem は、商品生産ではあるが、資本主義(生産)ではない。それは、農奴の賦役労働によつて直接經營する——Villikationssystem, exploitation «par valets», Gutswirtschaft をも含めての——地主、あるいは、隸農の生産物地代を收取する封建的土地所有者が、その生産物を商品に轉化しても、資本主義でないと同様である。問屋制度または前貸問屋制は、直接生産者による労働手段の所有を前提するのであって、賃労働を前提するのではない。恰も封建的土地位所有が農民の土地保有を前提する如くである。封建領主が Hufe 農民のうちから分出し、その獨立性を否定し、Hufe 農民相互間の關係規定たる農村共同體 [的諸規制 Flurzwang] を把握し、それを封建的土地位所有=支配の體系のうちに編制したように、問屋商人は獨立手工業者のうちから分出し、その獨立性を否定し、獨立手工業者相互間の關係規定たる都市手工業組合 [的諸規制 Zunftzwang] を制

『fabricant』と呼ばれるはしたが、本來の「革命的な」産業資本家ではなく、むしろ、生産に外部から關係し、それを『control』することによって商人としての支配を維持するために、舊來の生産事情を變革せしめないままでおく。従ってそれは第一の途ではなく、まさに第二の途に外ならないからである。

にも拘らず、ドップが問屋制度または問屋制商人の分出をもって第一の途となしたのは何故であろうか。おそらくドップのこの理解の背後には、イギリスに特有な經濟的事実が横わっている。彼は、「問屋制度」を實は所謂家内工業制度『domestic system』、『industrie à domicile』と同一視している。17世紀のイギリスは「全體から見れば、家内工業 domestic industry が工場 factory または所謂『マニュファクチュア』『manufactory』よりも依然として最も典型的な生産形態であった』(Studies, 142—143)。ところで、イギリスでは domestic system は——ドイツで Hausindustrie が最も屢々 Verlagssystem と同一内容を意味するのと異なって——本來の・嚴密な意味での putting-out system と無關係な獨立中小工業經營を指示する場合がむしろ普通である³³⁾

握し、それを商業資本支配のためのものに轉化する。Handwerk→Zunft→Verlagssystem は、封建的土地所有の論理的基本構造 Hufe→Gemeinde→Grundherrschaft (本稿註4 参照) の投射——擬制——である。「中世においては農村の組織を、都市が、都市の諸關係が模倣する」、Einleitung zur Kritik der politischen Ökonomie, S. 29. 「産業家であると同時に商人である」(Deutsche Ideologie) 獨立手工業者からの商業的機能——原料の購入・商品の販賣——の分離とそれの商人への集中が問屋制商業資本成立の條件であり、このような生産者の市場からの遮断(商品生産者としての獨立の否定)を確保するものが、問屋制商人の制握する經濟外「強制」である。獨立手工業者の獨立は否定されて問屋商人の規制に服する。しかし生産過程そのものには差當り何らの變化も生じない、むしろツンフト的・手工業的生産方法がその前提として維持されている。變化は流通過程に限られている。このように手工業的小經營の土壤の上で、生産過程は問屋商人によって統合される、あるいは control される。従って生産形態としては、問屋制度は封建的手工業から本質的に區別されるわけではない。なお vgl. M. Weber, Wirtschaftsgeschichte, S. 147.

33) P. Mantoux, The Industrial Revolution in the 18th century, p. 51. トインピーも、産業革命前のイギリスの工業事情について、既に早く、このことを検證している、「資本家の雇主階級は未だなおその幼稚な狀態にあった。イングランドの貨物の大部分は所謂家内工業制度 domestic system のもとに生産されていた。製造工業 manufacture は都市に集中されること殆んどなく、農業からほんの部分的にだけしか分離されていな

ばかりではない。イギリス經濟史においてとくに目立つ點は、問屋制商業資本の支配そのものが、いわば緩和的のものとして現われているということであり、商人から原料前貸を受ける小生産者層(そのうちには單純な家内労働者のみでなく、自己の職場をもち・數人のあるいは 10 数人乃至數 10 人さへの労働者を雇傭するマニュファクチュア經營主も含まれていた)は、比較的容易にその問屋制的支配から獨立することが出來た。このような事情は、とくに 18 世紀のランカシャーにおける問屋制度において顯著であり、ワズワースの研究が示めしているように、問屋制度の緩かな枠のうちで、織布工 weavers は容易に前貸人 putters-out へ、後者はまた容易に manufacturers に上昇することが出來た³⁴⁾。ドップは、おそらく、このような事態を念頭においたのであろう。

「新たな企業家 entrepreneurs の多くは前貸問屋制度の『merchant-manufacturers』として出發した小規模生産者 small man であった」(Reply, 165) というドップの記述がそれを示唆している。ドップが第一の途に選んだ問屋制度『merchant-manufacturers』の現實の内容は、それ故、嚴密な意味での・資本制生産の發展を阻止する問屋制商業資本の寡頭專制機構、例えは Verleger-kompagnie——その支配は市民革命によって否定された——ではなく、むしろ、このような商業資本規制の間隙を縫って獨立しつつ本來のマニュファクチュア經營者に轉化してゆく小・中規模の産業資本家層および商人層としての merchant-manufacturers であった、と云うことが出来るであろう。彼が、そのうちに本來の・資本制生産の第一段階としての・マニュファクチュアを見出すべ

かった。『manufacture』とは、文字通り、自分自身の小家屋で自分自身の手をもつて働いている人であった。この時代の工業組織における重要な特徴は、多數の小規模な親方製造工業者 small master-manufacturers が存在したことである。彼らは自分の資本と土地とをもつていて、全く獨立 independent であった。蓋し、彼らは自由保有の小農牧地 small freehold pasture-farm の耕作を彼らの手工業 handicraft に結合していたのである。A. Toynbee, Lectures on the Industrial Revolution of the 18th century in England, p. 29.

34) A. P. Wadsworth & J. de Lacy Mann, The cotton trade and industrial Lancashire 1600—1780, 1931, pp. 70—75, 241—248, 273—277. 「織布工や紡績工の多くは何らかの前貸問屋制度 putting-out system によって雇傭されていたけれども、この putting-out system は決して厳格なものでなく、才能と精力のある人物が登りうる出世の梯子は充分用意されていた。それは weavers から putters-out への、また putting-out agents から manufacturers への短かい階梯であった」, Wadsworth, Ibid., 277.

く、歴史家のいう《factory》乃至《manufactory》にとらわれることなしに、むしろ、イギリスで《domestic system》として大雑把に把握されている經營形態の内容に立ち入ったということは、スヴィージーには缺けていた。だが社會經濟史學の實證的成果の批判的攝取には必要な・着眼なのである³⁵⁾。彼は、しかし、むしろここで、何故イギリスではこのような所謂 domestic system から資本制生產=本來のマニュファクチャが分出したかを、イギリスにおける土地制度との內面的連關においてより精密に検討すべきであった。

ドップは「二つの道」を具體的・内容的に分析し、「古典的」市民革命への透視を與えることが出來たが、彼のこれらの諸提起は國際的構圖において更に検證さるべきであろう。西ヨーロッパにおいては、イギリスにおいてもまたフランスにおいても、市民革命は、自由な・獨立の自營農民層=中產的生產者層(小市民層)を基盤として

その分解過程のうちから自生的・必然的に形成されてくる本來の資本制商品生產への體系——その社會的支柱：イギリス革命における Independents；またフランス革命における Montagnards——と封建的土地貴族や獨占商人・特權企業家(上層市民)の主導する資本主義的改裝への體系——その社會的支柱：イギリス革命における Royalists, のち Presbyterians；またフランス革命における Monarchiens, 次いで Feuillants, 総りに Girondins——との國家權力をめぐっての對立・抗爭として現われ、しかも革命の過程のうちに前者が後者を壓倒し去った³⁶⁾。かかることをドップはイギリスについて確認している。しかし、プロシヤや日本においては、そうではなく反対であった。西ヨーロッパの「古典的」市民革命は、何よりも先ず小生產者を「強制」の規範體系(封建的土地所有・ギルト的規制)から自由な・獨立の商品生產者として解き放つことを志向した³⁷⁾のであって、そ

35) なお、この點でも大塚久雄、「問屋制度の近代的形態」、經濟學論集、12の11、1942年、氏の『近代資本主義の系譜』再録、の分析が、ドップより一步進んでいる。歴史學の從來の諸研究の個々に立ち入る餘裕はないが、例えば、社會經濟史學の諸成果を要約しようとしたクーリッシャーの結語を見よ。「壓倒的多數の場合において、まさに移行 Übergang は家内工業 Hausindustrie から工場 Fabrik(近代工場工業)へ直接、マヌファクトゥール〔の段階〕を経ないで行われた。そして織物工業の全部門において、マヌファクトゥールは根本において、單に仕上工程に限られていただけではない。その他の場合でも家内工業が支配的であった。マヌファクトゥールとファブリックとを區別することは、工業經營諸形態の認識にとっては疑もなく重要である。マヌファクトゥールは、理論的にはファブリックへの移行形態 Übergangsform として把握される。が、その際、常に強調されねばならないであろうことは、量的には、マヌファクトゥールは經營形態として決して著しい役割を演じたものではないということ、および、移行は大概問屋制 Verlag(および手工業 Handwerk)からファブリックへ直接に行われたということである」、J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, II, 1929, SS. 162—163. このように、「ブルジョワ」社會經濟史學は、第一に、問屋制商業資本の生產支配の凝集點にすぎない(zentralisierte) Manufakturen を、本來の・前進的な資本制生產の端初的存在形態としての・マニュファクチャ範疇において理解すべきではなかった、第二に、所謂社會經濟史學が問屋制度乃至は家内工業 Verlagssystem od. Hausindustrie として大雑把に呼稱している工業經營形態のうちに、却つて最も屢々本來のマニュファクチャ(資本制生產の第一段階——產業革命に導くべき革命前の形態——としてのマニュファクチャ)または本來のマニュファクチャに生成しつつあるものが含まれていることを、歴史學的に析出することが出來なかつた、のである。

36) 拙稿、「近代的進化の二つの對向的體系について」、1942年、私の『近代社會成立史論』、151頁以下。なお、ウェーバーの「二つの種類の資本主義的行動の對立」Gegensatz der beiden Arten kapitalistischer Gebarung についての把握に注意。彼の探究に従えば、當時の史料は何れも、清教主義諸派の信徒について記する場合に、彼らを一部は無產者、一部は小資本家的社會層と記しており、これを貴族的大商人と冒險的金融業者とに對立させている、「しかも西ヨーロッパの資本主義にとつて特徵的なもの、即ち産業労働の市民的・私經濟的組織を生み出したものは、こうした小資本家的社會層 kleinkapitalistische Schicht であって、大金融業者、即ち獨占企業家・國家の御用商人および御用金貸・植民地企業家・プロモーターズ等々ではなかった」。そしてウェーバーも、ここで Unwin, Industrial organisation, 196ff. に参照を促している。「スチュアート朝下の英國國教主義、わけても Laud の思想においては、國庫的・獨占主義的 fiskalisch-monopolistisch 色彩をもつ所謂『有機體的』社會構成《organische》Sozialverfassung ——キリスト教的・社會的下部構造の上の國家および教會と獨占商人との抱き合い——を目的としたのに反して、清教主義——その擁護者らはすべてこうした國家的特權の上に立つ商人・問屋・植民地的資本主義への熱烈な反対者であった——の目的としたものは、自己の能力と創意とを通しての、合理的・合法的營利に對する個人主義的の刺戟だつたのである。この刺戟たるや一國家的特權の上に立つイギリスの獨占產業が、まもなくすべて消滅したのに反して——公權力に頼らず、ある點ではこれに抗拒して生れつつあった産業の建設に、決定的な援助を與えたのである」、M. Weber, Protestantische Ethik, op. cit., 195, Anm., 201—202；梶山力譯、233, 241—242頁。

37) ピュアリタン革命における Independents がそうであったように、フランス革命における Montagnards の「社會的理想は自主的な小土地所有者 petits propriétaires

のうちに本來の意味での資本關係形成の必然性が内在していた。プロシヤや日本におけるそれのように、資本主義を當初から構築せしめようと意圖したのではない。そして、このような西ヨーロッパの「古典的」市民革命の完遂の社會的背景をなすものは、云うまでもなく封建的土地所有の全構造的解體という西ヨーロッパに特徴的な歴史的前提である。

たしかに、各國における資本主義の形成の仕方は、それぞれの國のそれに先行する社會の生産構造、即ち土地所有關係=規範と密接に連らなっている。イギリスやフランスにおいては、封建的土地所有=隸農制は經濟的發展の進行そのもののうちに事實上解體したか、あるいは市民革命によって機構的・範疇的に清掃された。西ヨーロッパの市民革命は、このように、小商品生産者の獨立と上昇とを通じて、そのうちから資本制生産の展開を一一いわば經濟的に—解き放ったが、プロシヤや日本においては、むしろ反対の方向において「解放」が行われた。封建的土地所有の内部的機構が強固であり、獨立自營農民層や中產的市民層の成長が未發展であったプロシヤや日本における市民的變革は、例えはその *Bauernbefreiung* や地租改正が明示しているように、逆に、地主經營の上に立つ Junker 的土地所有や零細隸農的經營の上に立つ寄生地主的土地所有の法的確認を含むものであり、このような土壤の上に資本主義が構成されねばならなかったから、ここでは絕對主義との—對決によってではなく—結合のもとに問屋制商業資本が主導的に產業資本に轉化するという、西ヨーロッパとは反対の仕方で資本主義が形成された。そこには「ブルジュワ的」自由主義・民主主義成立のための社會經濟的條件が與えられることなく、却ってそれを壓殺すべき寡頭專制的な

taires autonomes, 自由に勞働し・交換するところの獨立の農民および〔手〕工業者 paysans et artisans indépendants の民主制であつた」, Lefebvre, *Questions agraires au temps de la Terreur*, p. 133.

機構—「有機體的」社會構成—において資本主義がおし進められねばならなかつた。それは、その社會の内部的發展そのもののうちにブルジュワ革命への必然性あるいはそれへの内部的條件が充分成熟しないままに、いわば外部的諸事情によって變革の必至が課せられ、—プロシヤの農民解放、ロシヤの農奴解放、日本の今時の所謂農地改革（農民解放）ですら、内部的發展の直接の所産としてよりも、敗戦に餘儀なくされて（いわば政治的に）その端緒が與えられた「解放」であるという世界史的低位が示めすように—、むしろ世界環境でのそれに先行するブルジュワ的=農民的發展を前提し、多かれ少かれ、かかる西ヨーロッパ的進化への對應として規定され遂行されたからである。このような歴史事情との諸連關において、人は、西ヨーロッパでは「生産者→商人」の第一の途が、プロシヤや日本では「商人→工業家」の第二の道が、それぞれの資本主義の形成期を貫く基本線を構成している、ということが出来る。そこに土地問題と產業資本との深い内面的連關があり、それがそれぞれの國の資本主義の構造的特質を規定するものとなるであろう³⁸⁾。われわれについては、1867年、『資本』の著者がその初版の序言で彼の祖國について述べた言葉が、既に異なつた世界史の段階においてではあるが、いまなおあてはまる、「近代的な窮状と相並んで、なお他に、時勢に合わぬ社會的および政治的諸關係という隨伴物を伴う、古風な・時代おくれな生産様式の碌々たる存續から生ずる全一聯の傳來的な窮状が、われわれを壓迫している」。こうして「二つの道」の問題は、われわれにとっては、單なる歴史的興味ではなく、現實の實踐的課題に連なる、*Hic Rhodus, hic salta!*

38) このような問題意識は、日本では既に早く、山田盛太郎、『日本資本主義分析』、1934年、のうちに創始的に提示された。とくに、その「序言」における各國資本主義の特質規定に関する簡潔ではあるが含蓄多い透視的な定式化は、歴史的分析における基準を示めるもの。